

規制改革実施計画・当面の規制改革の 実施事項に関する取組状況について

令和4年4月22日
文部科学省



文部科学省

個別最適な学びを実現するためのGIGAスクール構想の推進

令和3年度補正予算額
令和4年度予算額

201億円
33億円



文部科学省

- **個別最適な学びを実現するため**、GIGAスクール構想を前倒し学習ツールの一つとして**1人1台端末等を整備**してきたが、**ネットワークや指導者端末など残された課題が存在**
- 必要な措置を講じた上で、構想を**次なるSTEPに進めていく**



STEP 1 これまでのGIGAスクール構想の取組

1人1台端末と学校ネットワーク環境等を急ピッチで整備し、令和3年度から本格運用が開始。(合計4,819億円) ⇒ **運用を開始すると、様々な課題も顕在化。**

課題① ✓運用に地域差がある ✓ネットワーク回線が遅い ✓教師に設定等の負担が集中

課題② ✓指導者用端末などが未整備・古い ✓遠隔授業実施環境が不十分

課題③ ✓デジタル教科書の導入が不十分

STEP 2 支援の加速によるGIGAの実装

(支援① 学校の運用支援、教師のサポート)【令和3年度補正予算額 52億円】【令和4年度予算額 10億円】

・学校への支援をワンストップで担う「GIGAスクール運営支援センター」を各都道府県等に緊急整備、全国一斉に学校ネットワークの点検・**応急対応の実施が必要**

(支援② 教室環境の改善)【令和3年度補正予算額 84億円】

・子供だけでなく教師にも1人1台端末を整備するとともに、**高性能なカメラやマイク、大型提示装置など遠隔授業実施環境の高度化の支援が必要。**

(支援③ デジタル教科書の活用や配信基盤の整備)【令和3年度補正予算額 65億円】【令和4年度予算額 23億円】

・全ての小中学校等でデジタル教科書の活用を可能にするとともに、デジタル教科書や連携するデジタル教材等がよりスムーズに活用できるよう、**実際の使用状況を踏まえた課題解決や配信方法等の検証等の実施が必要**

(※教師の指導力)

・教職員支援機構における研修動画などを活用したオンライン研修の推進 ・GIGA StuDX推進チームによる指導方法に関するきめ細かな支援と発信
・中央教育審議会で教師の養成・採用・研修の在り方について検討中



省庁横断のタスクフォースなどにより
関係省庁と緊密に連携して課題に対応

STEP 3 GIGAの基盤となるネットワークの改善・実装

ネットワークのアクセスや、デジタル教科書の実証により、**ネットワークのボトルネックなどの課題が可視化**されるため、その課題に応じて、**事業者による対処等を行い、基盤の改善**を目指す

＜更に次なる展開へ＞

- 実証を踏まえたデジタル教科書の実装
- 全国学力調査のCBT化
- 1人1台端末から得られる教育データの利活用 等



GIGAスクール運営支援センター整備事業

令和4年度予算額

10億円

(新規)



令和3年度補正予算額

52億円

背景・課題

1人1台端末環境による本格的な教育活動が全国の学校で展開される中、学校現場においては、端末・ネットワークトラブルへの対応や各種設定業務への対応等、1人1台端末環境の円滑な運用を支える「**運用面の支援**」の更なる強化が求められていることを踏まえ、これまでの「**人**」中心の支援を、**民間事業者を活用して学校のICT運用を広域的に支援する「組織」中心の支援体制へと発展・充実させ、より安定的な支援基盤を構築**する必要がある。そのため、学校への支援をワンストップで担う「**GIGAスクール運営支援センター**」を各都道府県等に整備するとともに、**家庭への持ち帰り時における故障等の対応支援や、ICT支援人材の不足・偏在の解消**等を図ることにより、各自治体が自立してICT活用を進めるための運営支援体制の構築を支援する。

事業内容

【連携等実施型】

都道府県等と他市町村が連携、もしくは一定規模の自治体が補助事業を実施

- 単独での実施が困難な自治体に対しても支援を実施
- より広域性をもってスケールメリットが働く体制整備が可能となり、域内での知見の共有や地域差の解消等につながる

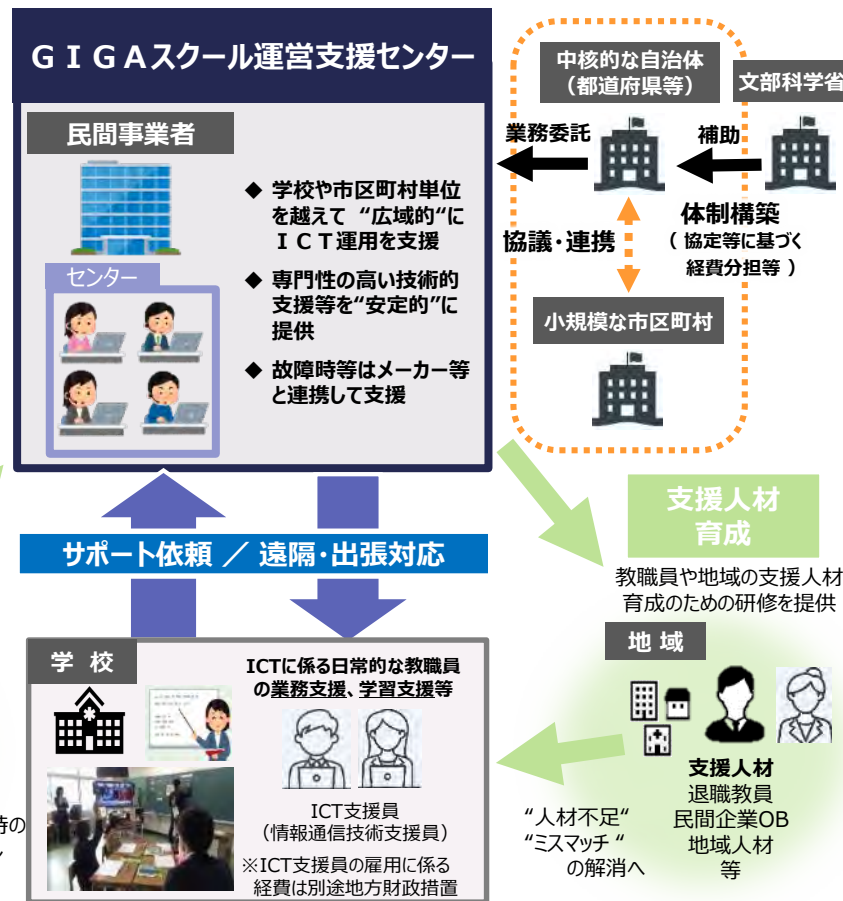
【その他】※原則「連携等実施型」

上記に該当しない自治体が単独で補助事業を実施

「GIGAスクール運営支援センター」の整備を支援するため、都道府県等が民間事業者へ業務委託するための費用の一部を国が補助

【主な業務委託内容】

- ◆ネットワーク点検・応急対応(R3補正)
- ◆ヘルプデスクの運営及びサポート対応
- ◆ネットワークトラブル対応
- ◆支援人材の育成
- ◆休日・長期休業等トラブル対応 等



実施主体	都道府県、市区町村				
補助割合等	以下に記載の通り				
	R3補正	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度以降
連携等実施型補助割合	1/2	1/2	1/3	1/3	-

※国の補助事業はR6年度までを予定。
 ※「連携等実施型」以外での事業の実施についてもR3年度補正予算及びR4年度予算に限り認めることとするが、その場合の補助割合は1/3とする。

臨時休業等の非常時における端末の持ち帰り学習の準備状況（令和4年1月末時点）

【調査の概要】

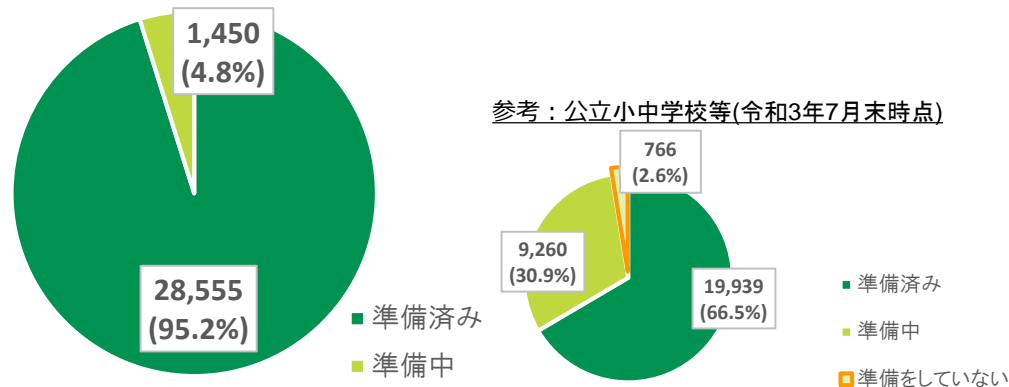
- 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）の端末の持ち帰り学習の準備状況について、教育委員会を通じてすべての公立小中学校等について調査を実施。（令和4年1月末時点）
- 対象自治体等数：1,811自治体等 ※「自治体等」とは都道府県、市区町村、一部事務組合を含む公立の義務教育段階の学校設置者
- 対象学校数：小学校等（小学校、義務教育学校第1学年～第6学年、特別支援学校小学部）19,816校、
中学校等（中学校、義務教育学校第7学年～第9学年、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）10,189校

全国の公立の小中学校等の**95.2%**（小学校等の**95.2%**、中学校等の**95.2%**）が端末の持ち帰りの準備済みと回答。

【非常時の端末の持ち帰り学習の準備状況（学校数）】

【小中学校等（令和4年1月末時点）】

	準備済みの学校	準備中の学校	合計
合計	28,555 (95.2%)	1,450 (4.8%)	30,005
小学校等	18,856 (95.2%)	960 (4.8%)	19,816
中学校等	9,699 (95.2%)	490 (4.8%)	10,189



【「準備済み」を選択した学校のうち、非常時に自宅等の通信環境が整っていない児童生徒に対する代替手段（学校数）（重複回答あり）】

【小中学校等（令和4年1月末時点）】

	ルータ等の貸出し	当該児童生徒のみ登校	その他(※)	「準備済み」を選択した学校数
合計	20,682 (72.4%)	11,975 (41.9%)	1,587 (5.6%)	28,555
小学校等	13,690 (72.6%)	7,878 (41.8%)	1,044 (5.5%)	18,856
中学校等	6,992 (72.1%)	4,097 (42.2%)	543 (5.6%)	9,699

※「その他」を選択した学校の主な理由：

- ・ネットワークを介さずにオフラインで使用できるコンテンツを活用する
- ・低学年では紙の教材を活用する 等

【「準備中」を選択した学校の主な理由】

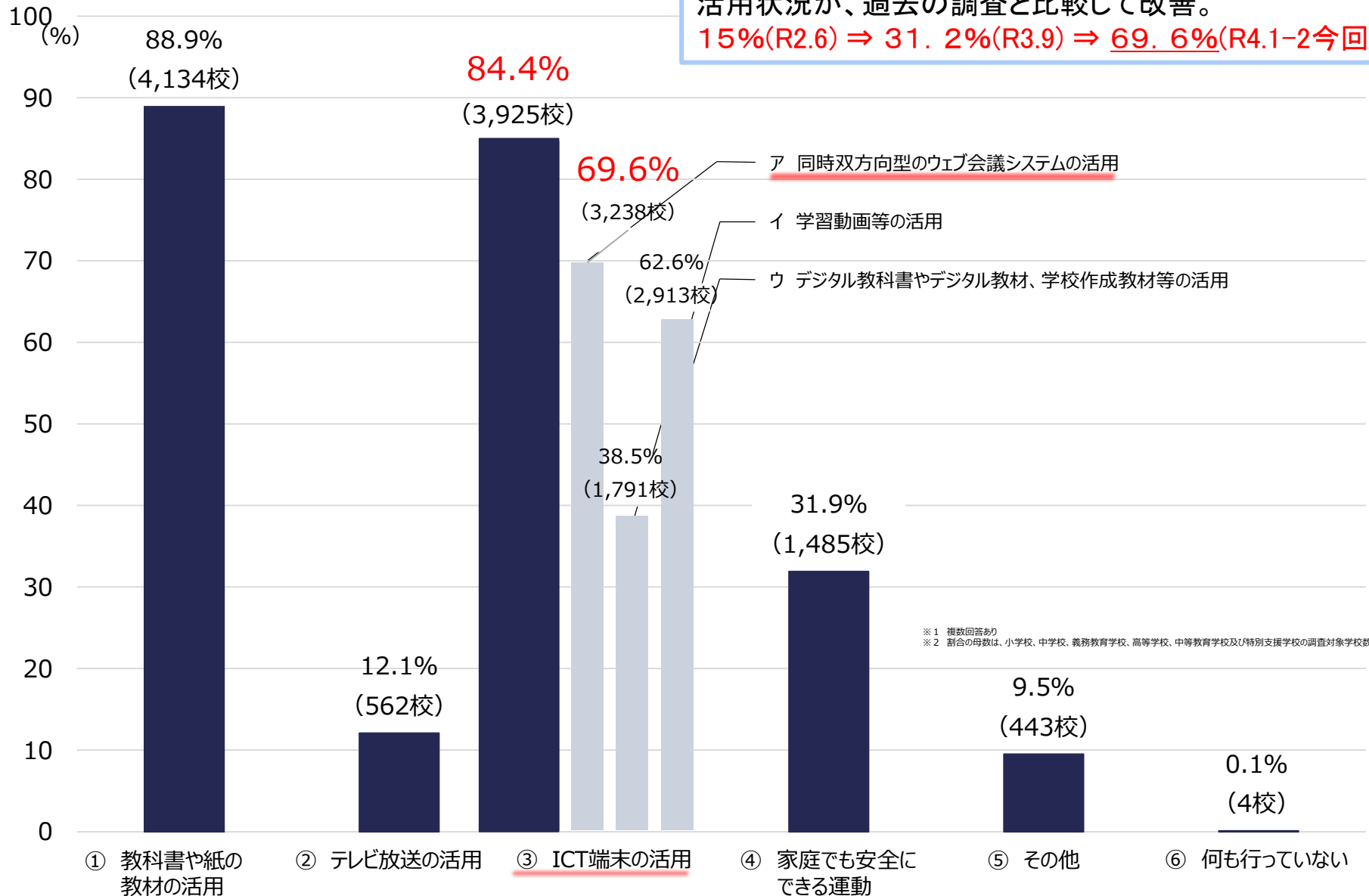
- ・端末の運用支援に関して教育委員会からのサポートが十分でない。
- ・持ち帰りについて一部の保護者の同意・理解を得られていない。
- ・該当校が極小規模校であるため、感染リスク等の低さを考慮し、登校を前提としている。
- ・該当校が特別支援学校であり、障害の特性を踏まえ持ち帰りを実施しない。

臨時休業期間中の学習指導等に関する文部科学省調査(概要)

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

調査対象期間 令和4年1月11日(火)～2月16日(水)

臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議システムの活用状況が、過去の調査と比較して改善。
 15%(R2.6) ⇒ 31.2%(R3.9) ⇒ **69.6%(R4.1-2今回調査)**



※1 複数回答あり
 ※2 割合の母数は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の調査対象学校数の合計

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について

令和元年10月25日元文科初第 698 号
不登校児童生徒への支援の在り方について

- 【背景】 不登校児童生徒の中には、
- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
 - ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている
- 場合があり、このような不登校児童生徒に対する支援が必要。

- 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる

出席扱いの要件

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- ICTや郵送、FAX、電子メールなどの通信方法を活用して提供される学習活動であること
- 訪問等による対面の指導が適切に行われること
- 計画的な学習プログラムであること
- 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 基本的に学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること
- 学習活動の評価を成果に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること 等

(留意事項)

- ・出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意
- ・出席扱いとした場合、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれること。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられること。 等

制度の周知

- 令和4年3月の通知において、不登校児童生徒の教育機会確保のために、ICTを活用した学習支援を行うことが重要であること等を示し、取組を促した。自治体向けの政策説明の場においても、制度の周知を行った。
- また、今後の取組の推進に資するよう、自治体における学習評価への反映に向けた取組事例や課題についてヒアリング等を実施した。

自治体における取組

(鳥取県)

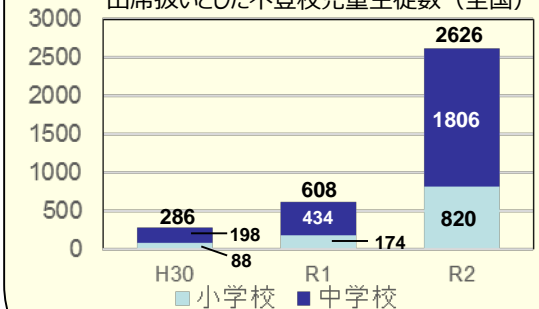
県教育支援センターに、訪問等により児童生徒への学習支援や保護者への助言等を行う「自宅学習支援員」を配置。

児童生徒は県が契約している民間オンライン教材により学習。学習支援報告書を市町村教育委員会経由で在籍校に提出し、学校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

(福岡市)

学校内の別室において授業を受けられる場合、学校内の別室へ授業のオンライン配信を実施。学校内の別室での学習が困難な場合は、通信環境の確認を行った上で、自宅へのオンライン配信を実施し、学校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした不登校児童生徒数(全国)



(出典) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(H30,R1,R2年度)

小・中学校段階における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

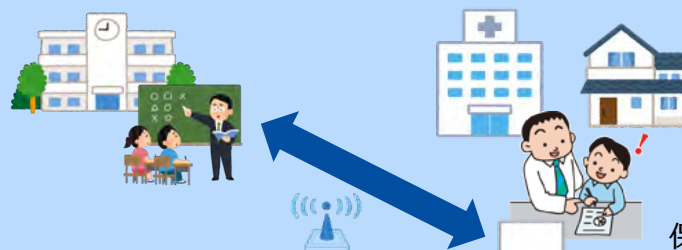
平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる**こととする。

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



同時双方向型授業配信

【受信側の体制例】
保護者、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等

◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、**学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた**

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

複数校指導や兼業について

- 令和3年12月22日の規制改革推進会議での「当面の規制改革の実施事項」の決定を受け、令和4年1月には、①教員の複数校指導が可能であること、②民間企業などから現職のICT人材を教員として学校に迎え入れる場合に、任命権者の判断により、兼業許可が可能であることや、パートタイムの会計年度任用職員には兼業の制限がないことについて、初等中等教育企画課長より直接、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当部課長に対して周知を行った。

今後も、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当者向けの研修などで上記の趣旨を周知していく予定。

- ICT人材の確保に向けて、複数校指導や外部人材の活用が促進されるよう、留意事項や事例を掲載した、「高等学校教科「情報」の免許保持教員による複数校指導の手引き」「情報関係人材の活用促進に向けた育成カリキュラム及び指導モデルの手引き」を作成し、周知を行った。

今後も、メールマガジンでの情報発信や、各都道府県・指定都市教育委員会の情報教育担当者向けの説明会等において周知するとともに、関係省庁と連携した外部人材の活用促進に取り組んでいく予定。


高等学校教科「情報」の免許保持教員による複数校指導の手引き

背景	課題
令和4年度から実施される新学習指導要領に基づく高等学校教科「情報」でのプログラミングやデータの活用などの学習内容の充実に伴い、 教員による指導体制のより一層の強化 が不可欠。	情報科担当教員の積極的な新規採用や多数の既存の免許所持教員の適正な配置といった本来実施されるべき対策を推進することを前提としつつも、 実効性のある他の対策を検討 することも有意義。

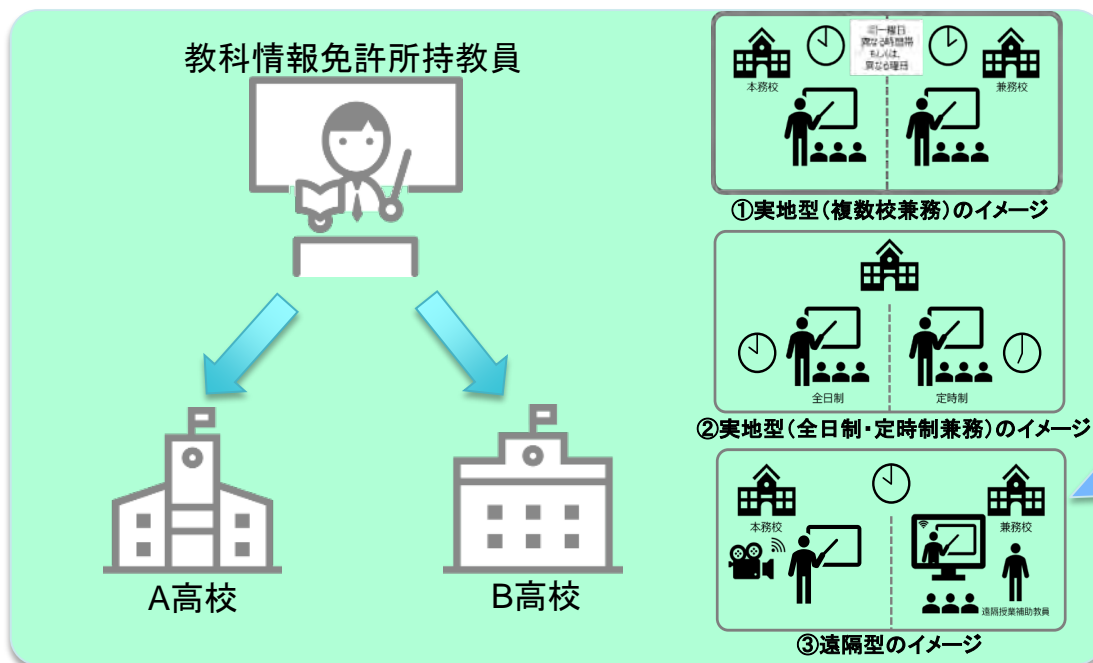
対応
そのため、 情報免許所持教員が複数の学校で指導する手法 を取り上げ、その円滑な導入に向けた「手引き」を作成・公表し、取組を促すことで 教科「情報」での教員の指導体制の強化 を図る。

<本手引きについて>

- ・複数校指導を実施している教育委員会、該当校の学校管理職及び複数校指導担当教員に対して行ったヒアリングの結果を基に指導モデルを提示。
- ・既に複数校指導を実施している自治体の取組事例を掲載。教科「情報」を指導する際の工夫、校務を円滑に進めるための管理職としての工夫等を掲載。



本手引書で示す3つの指導形態



- ### 掲載内容

 - ◆ 第1章複数校指導モデルの概要
 - ◆ 第2～4章複数校指導モデル活用の手引き
 - ①実地型（複数校兼務） ②実地型（全日制・定時制兼務）
 - ③遠隔型
 - ◆ 第5章 複数校指導モデルの事例詳細
 - ◆ 参考資料: アンケート結果（対象：都道府県教育委員会）



情報関係人材の活用促進に向けた育成カリキュラム及び指導モデルの手引き

背景

- ・学習指導要領の改訂により、高等学校での「情報Ⅰ」の**必修修化**等、情報教育の充実が図られたところ。
- ・新たな必修修科目「情報Ⅰ」では**プログラミングやデータサイエンス**など、これまでと比較してより高い専門性が求められる内容が盛り込まれた。

対応

教科「情報」の授業の質及び生徒の興味・関心の向上を図るためにも、高い専門性を有した外部人材を必要に応じて有効に活用することで、各学校における**教科「情報」をより一層充実させることが期待。**

2022年度 情報関係人材の活用促進に向けた
育成カリキュラム及び
指導モデルの手引き

取組

教育委員会及び学校が外部人材活用を行うに当たっての全体像を示した指導モデルや、外部人材が授業参画前に理解しておくべき内容を示した研修カリキュラムを示す手引きを作成、周知し、**情報技能に係る高い専門性を有した外部人材の活用を促進。**

人材

教科「情報」の授業で活用できる外部人材

- 【指導経験者】
元教員、大学教授、PC教室講師、IT講座講師
- 【指導未経験者】
元情報関連産業従事者、IT技術者、情報工学系の学生



研修

学校での授業実施経験を有しない外部人材が、**教員のパートナーとして授業サポートや授業づくり**ができるようになるために必要な研修カリキュラムを以下の観点で作成。
「背景理解」「業務理解」「教科理解」「実践確認」

活躍

外部人材を導入している学校の声
・授業の質向上に効果を感じている。生徒のアンケート回答を見る限り、生徒の興味関心や理解度の向上に繋がっていると思われる。
・授業準備や授業中のサポートにおける**負荷軽減に効果**を感じている。

本手引きについて

- ・教科「情報」において、外部人材の活用が促進され、授業の質向上に寄与することを目的。
- ・本手引きに示す指導モデルは、外部人材の円滑な活用及び運用ができるよう、**予算や人材の「手配」、授業の「準備・実施」、活用の「改善」の各プロセスにおける実施事項を教育委員会、学校、外部人材の観点で整理。**

掲載内容

- 第1章 外部人材を活用した指導モデルの概要
 - 第2章 外部人材を活用した指導モデル活用の手引き
 - 第3章 外部人材に対する研修カリキュラムの概要
 - 第4章 外部人材に対する研修カリキュラム活用の手引き
各種様式例（求人票掲載）
- 参考資料: アンケート結果（対象: 教育委員会）

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた高等学校設置基準等の見直しについて

- 教育現場の独自性を活かし、各学校等の創意工夫による特色化・魅力化や質の高い教育が実現されるよう、スクール・ポリシーの策定に関する規定の策定や普通教育を主とする学科の弾力化等を行った。見直し等の内容は以下のとおり。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**
 - (a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより**育成を目指す資質・能力に関する方針**
 - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
 - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

3 多様な学習ニーズへの対応【学校教育法施行規則等の一部改正】

- ・ 学校間連携について、**高等学校等の全日制の課程及び定時制の過程に在籍する生徒が、自校又は他校の通信制の過程において開設される科目等を履修することが可能**であること。



現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



中堅（10年目～）



管理職



養成段階

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等



- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）

④ 研修（校外）による専門性向上

初任者研修 中堅教諭等資質向上研修 主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



教育委員会

スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

学習者用デジタル教科書の普及促進について

- 「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」において取りまとめられた「学習者用デジタル教科書の使用を各教科の授業時数の2分の1に満たないこととする基準の見直しについて」を踏まえ、児童生徒の学びの充実を図るため、学習者用デジタル教科書の使用について、各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準を撤廃し、令和3年4月から学習者用デジタル教科書を各教科等の授業時数の2分の1以上使用することが可能となった。
- 令和3年度は、全国約4割の小中学校等に学習者用デジタル教科書を提供して普及促進を図るための実証事業や、学習者用デジタル教科書の教育上の効果や健康面での影響等について実証する事業を実施したところ。令和4年度においては、補正予算と合わせて全ての小中学校等を対象に、英語等の一部教科のデジタル教科書を提供し、普及促進に向けた実証事業を実施するとともに、引き続きデジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業等を実施する予定。
- ICT機器を快適に使用するための留意事項については、事務連絡や事例集等において、『児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック』（文部科学省, 2022）を引用するなどし、周知を図っているところ。

スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリングについて

令和2年5月、コロナ禍において、児童生徒の心のケアや環境の改善に向け、スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリングを含む、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割等について、各都道府県教育委員会等に対して改めて周知。その際、オンラインカウンセリングにおける留意点についても併せて周知。

◆ 「児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について」（令和2年5月14日付事務連絡）－抜粋－

1. スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）による積極的な支援について

（1）②相談等による支援

（略）

なお、ICT環境の整備が進むことに伴い、オンラインによる遠隔でのカウンセリング（ICT端末の画面上で両者の顔が見えるような形での対面相談）も手段の一つとして有効と考えられるところ、その実施に当たっては、一般社団法人日本臨床心理士会による「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点」も参考とされたい。

※事務連絡別紙「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点（一般社団法人日本臨床心理士会）」において、
・学校側がまったく関与しないままに、SCとユーザー（子どもや保護者）がシステムを利用し、オンラインカウンセリングが継続することはSC活動を逸脱する行為であること

- ・適切な場所の確保（静穏な所で、周囲に人がいない等）、適切な面接時間など、ユーザーとルール作りが必要であること
- ・子どもが抱える課題の質や程度を考慮してオンラインカウンセリングを活用することが大切であること 等

SCによるオンラインカウンセリング実施における留意点等を周知

これらについて、令和4年2月9日付け事務連絡や、各都道府県教育委員会担当者等を対象とする文科省主催の説明会を通じて周知した。

（上記のほか、いわゆるスクールロイヤーへの相談についてもオンラインで行うことが可能であり、あらためて手引きや説明会等の機会でも周知。）

法務相談体制の充実に向けた支援措置等

① 法務相談経費の支援

- 域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、**令和2年度より、普通交付税措置**を実施。

(※) 標準的な規模の都道府県で130万円を積算。(指定都市についても都道府県に準じて措置)

② スクールロイヤール配置アドバイザーの設置

- 日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を「**スクールロイヤール配置アドバイザー**」として**文部科学省に1名配置**。
- 各自治体における法務相談体制の構築**や、**各都道府県弁護士会との連絡調整**などについて、アドバイスを実施。

③ 法務相談体制構築に向けた手引きの作成・説明会実施

- 法務相談体制の構築に向けて検討する教育委員会を支援するため、令和2年12月に、「**教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き**」を作成。また、令和3年1月に教育委員会を対象とした説明会を実施。
- 本年3月に、手引きの改定を実施し、**教育の特性や学校の特徴等を踏まえて学校・教育委員会と弁護士とで共通理解を図っておくべき事項等**について記載。また、法務相談体制の構築の一層の推進に向けて、本年3月に**教育委員会・学校長を対象とした説明会**を実施。

④ 法務相談体制の整備状況に関する調査

- 現在、自治体における教育行政に関与する弁護士の配置状況などの法務相談体制の整備状況について調査を実施し、説明会等で周知。

当面の規制改革の実施事項（令和3年12月22日 規制改革推進会議）を踏まえた 教員資格制度に係る規制・制度の見直し

令和3年度措置

- b 特別免許状の授与に係る指針の改訂を踏まえ、運用実態調査を行い、
 - ・市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上での積極的な授与
 - ・特別免許状を既に取得した者が他教育委員会において申請を行う際の審査の短縮について都道府県教育委員会に対し、必要な指導を行う。

令和3年5月に特別免許状の授与に係る指針を改訂
今年度中に指針を踏まえた通知を改めて発出

令和3年度中調査結果公表予定及び検討開始、結論を得次第速やかに措置

- g 教師不足の実態について調査を行い、原因の究明・解消に向けて有効な取組事例の収集を行うとともに、教員の欠員が生じた際の代替教員の円滑な採用に向けて、「学校・子ども応援サポーター人材バンク」の活用を推進するほか、外部人材の登用や新卒者の入職を促進するために必要な方策を検討し、具体的施策を実施する。

令和4年1月調査公表
教育委員会における取組事例を幅広く共有するとともに、学校における働き方改革などの取組を引き続き推進

令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置

- a 教師の「質」の議論を行い結論を出し、教員免許制度について見直す。特に、社会人等が学校現場に参画しやすくなるような教員資格認定試験の試験制度のあり方についても見直しを検討・実施する。
- c 特別免許状授与の予見可能性を高める観点から授与手続きや授与基準の透明化を促進する。また、任命者ごとに特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等の必要な措置を講ずる。
- e 相当免許主義に即った運用が確保されるよう、発行実績にとらわれない幅広い教科で特別免許状の授与を促進する。また、任命者ごとに特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等の必要な措置を講ずる。

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会にて議論を行い、結論を得次第、必要な措置をすみやかに措置

特別免許状の授与に係る運用実態調査及び都道府県教育委員会への依頼通知について

1. 特別免許状授与基準等に関するアンケート調査（令和3年10月実施）

＜調査時点における都道府県教育委員会の回答＞（単位：都道府県）

質問事項	はい	いいえ
特別免許状の授与基準を定めているか	43	4*
授与の基準について誰でも確認出来るようHPで公表しているか	6	37
特定の教科のみ特別免許状を授与するなどの限定的な運用をしているか	5	42
都道府県が自ら推薦状を発行し、特別免許状を授与した事例はあるか	28	19

* 授与基準を定めていない理由は、「国の指針に基づいて運用しているため（2件）」、「基準を定めると協議会が形式的になるため」、「事例が少なく基準を定めるのが困難なため」。

＜令和2年度の教育職員検定受付回数＞（単位：都道府県）

随時	1回	2回	3回	4回	5回以上	未回答
16	20	7	2	0	1	1

【主な問題点】

- 未だに授与基準を整備していない都道府県がある
- 特定の教科のみに限定した運用や受付時期を年1回に設定する運用がなされ、特別免許状の活用を望む市町村教育委員会や学校法人のニーズが実質的に制約されている
- 多くの都道府県教育委員会において自ら推薦状を発行した事例がない

2. 「特別免許状授与の授与に係る教育職員検定等に関する通知」の改訂を踏まえた積極的な取組の依頼について（令和4年3月31日通知）

（都道府県教育委員会に対し、以下とおり更なる取組を依頼）

- 都道府県教育委員会においては、指針を踏まえ、次のことが求められること。
 - 教科に関する実績や資格等を有する者に対して積極的に授与が行えるような基準の緩和
 - 受付時期について申請を常時受け付ける等できるだけ迅速な手続につながる改善を図ること
 - 審査基準を明確化し周知する等手続の透明化を図ること
 - 特別免許状の授与候補者が勤務する予定の市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上で、積極的に特別免許状を発行すること
 - 既に特別免許状を授与された教員が、当該免許状を発行した都道府県以外での勤務を希望した場合に、希望した都道府県においても速やかに特別免許状が発行されるよう、審査の短縮についての取組を行うこと
- こうした指針に示された在り方を踏まえつつ、**基準の策定や運用の見直し**により積極的な特別免許状の授与が行われるよう改めて取組を検討すること。

結果を踏まえ通知